

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成24年3月23日付けで行った「管理票（開示請求者の保有個人情報が記録された平成24年○月○日のもの。○○警察署保有分。）」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき実施機関に対し平成24年3月13日付けで「2012年○月○日（○）○○○○○頃から○○○○○頃まで私に対して○○警察署の警察官が『○○○○○』（○○○○○○○○○○○○○○）において事情聴取を行った事実が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成24年3月23日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し平成24年4月27日付けで本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成24年6月13日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成24年6月13日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成25年1月31日、諮問庁からの意見聴取を行った。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成25年3月25日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成25年5月29日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行うとともに、審査請求人から資料の提出を受けた。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 本件開示請求について

実施機関が開示請求者への事情聴取の記録について〇〇警察署の保有個人情報を検索したところ、平成24年〇月〇日付けの管理票（以下「本件対象文書」という。）に含まれていることが判明した。

管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、申出人から苦情、相談等があった場合に作成するものであり、一般に、苦情、相談等の申出内容の記録及び、警察職員が事案を処理した経過の記録によって構成されている。本件の事案においては、事案を処理するに当たって臨場した警察官が関係者それぞれから聴取した状況が記録されていたことから、実施機関は管理票のうち、処理経過部分を本件対象保有個人情報として特定した。

#### (2) 不開示とした情報について

##### ア 警部補以下の職員の氏名について

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を

及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当するものと認められる。

イ 欄外及び処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報並びに処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名について

本件対象文書は、開示請求者以外の個人を申出人として作成されたものであり、開示請求者単独の記録ではないことから、開示請求者以外の個人の言動及び警察官とのやりとりが記録されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

また、欄外の記載事項並びに処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名の欄の記載事項は申出内容から抽出又は申出内容を要約したものであり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

なお、事情聴取は関係者のプライバシーに鑑み、聴取内容が他の関係者に漏れることがないよう配慮した上で実施されており、本人の依頼がない限り聴取内容を他者に伝えることもない。

したがって、開示請求者以外の個人の言動及び警察官とのやりとりの記録は慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えず、条例第17条第3号ただし書きイには該当しない。

さらに、開示請求者以外の個人の言動及び警察官とのやりとりの記録を開示すると、申出人が警察への申出を躊躇したり、担当した警察職員がプライバシーについて過剰に配慮し、機微な情報の記載を避けるようになるなど、当事者と警察との信頼関係に悪影響が生じ、正確な情報を組織的に把握することが困難となった結果、警察組織としての対応を誤る蓋然性が高い。

したがって、開示請求者以外の個人の言動や、警察官とのやりとりの記録は、開示することにより適正な苦情・相談等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号の不開示情報に該当するものと認められる。

#### ウ 処理経過のうち、警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報について

警察が事案を認知した状況に係る情報は、開示することにより警察の初動活動の状況が明らかになるため、悪意を持った者による対処を招くことから、各種の事案の処理を困難にするなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第7号に該当するものと認められる。

(3) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

審査請求人及び諮詢庁の主張と本件対象保有個人情報について調査審議した結果、当審査会は以下のように判断する。

(1) 本件対象保有個人情報について

管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、申出人から苦情、相談等があった場合に作成するものであり、一般に、苦情、相談等の申出内容の記録及び、警察職員が事案を処理した経過の記録によって構成されている。

当審査会において、諮詢窓口に確認したところ、管理票は、警察安全相談に際し、犯罪被害をおそれる通報者からの捜査の端緒となる情報の提供を受けて作成する場合が最も多く、公益通報があった場合にも作成することである。そして、警察安全相談とは、「県民生活の安全と平穏に関する相談に応じ、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」(警察法第1条) という目的を達成するため、相談に係る事案の解決を図り、又は解決に向けた支援を行う活動であり、警察安全相談の受理に当たっては、相談申出人等のプライバシーを保護し、相談申出人等との信頼関係を保持するため、相談を通じて知り得た情報に関して保秘の徹底が求められることである。

実施機関は、本件対象保有個人情報の欄外及び処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報並びに処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名について条例第17条第3号及び第7号に該当するとして不開示とし、処理経過のうち、警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、当該不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

なお、審査請求人は、本件審査請求の対象を当該事案の経緯及び内容に関する部分に限るとしているので、その余の不開示部分については当審査会において判断しない。

(2) 欄外及び処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報並びに処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名について

ア 実施機関は、欄外の記載事項並びに処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名の欄の記載事項は申出内容から抽出又は申出内容を要約したものであり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号の不開示情報に該当するとともに、開示請求者以外の個人の言動及び警察官とのやりとりの記録を開示すると、申出人が警察への申出を躊躇したり、担当した警察職員がプライバシーについて過剰に配慮し、機微な情報の記載を避けるようになるなど、当事者と警察との信頼関係に悪影響が生じ、正確な情報を組織的に把握することが困難となった結果、警察組織としての対応を誤る蓋然性が高く、開示することにより適正な苦情・相談等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号の不開示情報に該当する旨主張している。

イ 条例第17条第3号該当性について

(ア) 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報としている。そのため、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合

や、特定の個人を識別できない場合であっても開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合も不開示情報となるものと解される。

(イ) 本件対象保有個人情報は、開示請求者以外の特定個人を申出人として作成されたものであり、不開示部分のうち、1ページ処理経過記載欄4行目から15行目及び2ページ処理経過記載欄20行目から24行目には、開示請求者以外の特定個人の言動及び警察官とのやりとりが具体的に記録されていることから、申出内容そのものに関わる情報であるものと認められる。

ところで、本件対象保有個人情報は、事案の日時及び場所を特定してなされた本件開示請求に対して特定されたものであることに鑑みれば、当該不開示部分を開示した場合、関係者において申出人が誰であるかを知る手掛かりとなるほか、申出人が警察官に述べた申出内容等機微な情報が一般に知られることとなるおそれが否定できず、申出人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

(ウ) また、処理経過のうち、処理結果、処理終結日及び件名については、上記(イ)の不開示部分の内容から抽出又は要約した情報が記載されており、申出内容と一体不可分と認められる措置内容等に関わる情報であるものと認められる。しかるに、当該不開示部分を開示した場合、上記(イ)と同様、関係者において申出人が誰であるかを知る手掛かりとなるほか、申出人が警察官に述べた申出内容等機微な情報が一般に知られることとなるおそれが否定できず、申出人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

(エ) なお、欄外の記載事項については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

(オ) そして、本件においては、条例第17条第3号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当する。

#### ウ 条例第17条第7号該当性について

(ア) 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を包括的に不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

- (イ) ところで、警察における相談業務の性質に鑑みれば、犯罪等による被害の不安を訴える者から寄せられた相談等に対して警察が事案を正確に把握し適切な対応をとることが、犯罪等による被害を未然に防止するために必要不可欠となるものと認められるが、そのためには、警察への申出内容に関わる情報がいかなる形であれ関係者に知られることはないと信頼関係が相談申出人と警察との間に構築されていることが前提となるものと認められる。
- (ウ) しかるに、本件対象保有個人情報の当該不開示部分には、開示請求者以外の個人から聴取した申出内容に関わる情報が記載されていることから、これらの情報を開示すると、被聴取者との信頼関係が崩れ、被聴取者が関係者に見られることをおそれ届出や供述を躊躇し、結果として事案の正確な把握が困難となるおそれが強いものと認められる。したがって、開示することにより、適正な苦情・相談等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(3) 処理経過のうち、警察が事案を認知した状況に係る情報について

ア 実施機関は、警察が事案を認知した状況に係る情報は、開示することにより警察の初動活動の状況が明らかになるため、悪意を持った者による対処を招くことから、各種の事案の処理を困難にするなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第7号に該当する旨主張する。

イ 当審査会が見分したところ、当該不開示部分（1ページ処理経過記載欄1行目）には、警察が事案を認知した状況が記載されていた。これを開示すると、特定事案に係る警察の初動捜査状況が明らかとなり、犯罪を企図する者等に証拠隠滅のヒントを与え、捜査の端緒となる情報の収集について対抗措置を講じられるなど、警察の初動活動を阻害するおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。したがって、開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

#### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 6月13日	諮詢を受ける（諮詢第65号）
平成24年 6月13日	諮詢庁から理由説明書を受理
平成25年 1月31日	諮詢庁からの意見聴取及び審議
平成25年 3月25日	諮詢庁からの意見聴取及び審議
平成25年 4月26日	審議
平成25年 5月29日	審査請求人から資料を受理、審査請求人による意見陳述及び審議
平成25年 6月26日	審議
平成25年 7月24日	審議
平成25年 8月 7日	答申